

令和 8 年度鹿児島県工事技術調査業務委託プロポーザル実施要領

はじめに

鹿児島県（以下「本県」という。）では、令和 8 年度鹿児島県工事技術調査業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、事業者の優れたノウハウや技術力等を活かしたものとするため、また、経済性、公平性を持ち合わせた事業者を選定するため、本業務において最も適した委託予定事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用するものである。

1 実施要領の定義

本実施要領は、本業務を実施する委託予定事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

令和 8 年度鹿児島県工事技術調査業務委託

3 業務の目的

本業務委託は、工事関係について、より専門的な監査を実施するために、定期監査の一環として、工事等の設計、積算、施工管理等は適切かなどの技術的視点からの調査を専門知識を有する団体等に委託し、効率的な予算執行に向け、監査の一層の充実を図る。

4 業務の内容

(1) 業務内容

「仕様書」のとおり

(2) 履行期限

令和 9 年 3 月 15 日（月）

(3) 契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税（消費税率 10 パーセント）を含め 678,000 円とする。

なお、提案価格が上限を超える場合は、失格とする。

5 企画応募参加資格

このプロポーザルに応募できる者は、本県が求める業務を履行することができる企画力、技術的能力及び実績を有し、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされていない者。ただし、本県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

(3) 現に物品又は役務の調達に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく本県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (4) 本県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 本業務の企画提案書提出時において、技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士）の資格を有し、調査対象機関における主たる工種（道路、河川、港湾、ダム、橋梁、農業土木、砂防、水産土木、トンネル等）に対応した技術士が複数人所属していること。
- (7) 過去 5 年以内に国又は地方公共団体等（国、地方公共団体又は公共法人）との間に、工事検査業務又は、工事監査業務の契約の履行を完了した実績があること。
- (8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他本県知事が適当でないと判断する者を除く。
- (9) 非営利法人であること（公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等）。

6 主なスケジュール

項 目	日 程
① 公告（実施要領の公表）	令和 8 年 6 月 8 日（月）～ 令和 8 年 7 月 13 日（月）
② 質問等の受付（※）	令和 8 年 6 月 8 日（月）～ 令和 8 年 6 月 15 日（月）
③ 応募書類の受付	
・参加表明書類の受付（※）	令和 8 年 6 月 8 日（月）～ 令和 8 年 6 月 17 日（水）
・企画提案書類の受付（※）	令和 8 年 6 月 8 日（月）～ 令和 8 年 7 月 13 日（月）
④ 企画提案書類の内容確認	令和 8 年 7 月中旬～下旬
⑤ 最優秀提案者の決定	令和 8 年 7 月下旬（予定）

※ 書類の提出はすべて、午後 5 時 00 分必着とする。

7 応募に必要な書類等

(1) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付方法	本県のホームページに掲載しているデータをダウンロードによる (URL : http://www.pref.kagoshima.jp/da02/koujityousaitaku08.html)
② 交付資料	ア 令和 8 年度鹿児島県工事技術調査業務委託プロポーザル実施要領 イ 鹿児島県工事技術調査業務委託仕様書 ウ 質問書（別紙様式 1） エ 参加表明書（別紙様式 2） （ア）参加確認申請書（別紙様式 2-1） （イ）業務実績調書（別紙様式 2-2） オ 企画提案書（別紙様式 3） （ア）事業者概要（別紙様式 3-1） （イ）事業実施体制調書（別紙様式 3-2） （ウ）工事技術調査業務に係る予定担当者の経歴調書 （別紙様式 3-3） （ウ）技術提案書（別紙様式 3-4） （エ）価格提案書（別紙様式 3-5）

(2) 企画提案に係る質疑の提出

企画提案に係る質疑等については、次のとおりとする。

① 受付期間	令和8年6月8日(月)～令和8年6月15日(月)午後5時00分必着
② 提出書類	質問書(別紙様式1)
③ 提出及び回答方法	ア 上記様式を使用し、電子メールにより提出する。 (電話や来課による質問は受け付けない。) イ 質問者に対し、電子メールにより回答する。また、併せて県ホームページにも随時掲載する。 (URL: http://www.pref.kagoshima.jp/da02/koujityousaitaku08.html)
④ 提出先	下記10のとおり

(3) 参加表明書類の提出

企画提案に参加する者は、次により事前に参加表明書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和8年6月17日(水)午後5時00分必着
② 提出書類	参加表明書(別紙様式2) (添付書類) (ア) 事業者の概要が確認できる資料(任意様式) ※パンフレット可 (イ) 参加資格確認申請書(別紙様式2-1) (ウ) 業務実績調書(別紙様式2-2) (エ) 国税の納税証明書(写し可) 発行から3か月以内のもので、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (オ) 県税の納税証明書(写し可) 発行から3か月以内のもので、鹿児島県税に未納がないことの証明書 (鹿児島県内に事業所を持たない事業者は提出不要)
③ 提出方法	提出書類一式をPDFにまとめ、下記メールアドレスに電子媒体で送信すること。 ※ 電子メール送信後、電話により受信の確認をすること。
④ 提出先	下記10のとおり

(4) 企画提案書類の提出

企画提案に参加する者は、次により提案審査書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和8年7月13日(月)午後5時00分必着
② 提出書類	ア 企画提案書(別紙様式3)…7部(うち6部は写し可) イ 添付書類…各7部(うち6部は写し可) (ア) 事業者概要(別紙様式3-1) (イ) 業務実施体制調書(別紙様式3-2) (ウ) 工事技術調査業務に係る予定担当者の経歴調書(別紙様式3-3) (エ) 技術提案書(別紙様式3-4) (オ) 価格提案書(別紙様式3-5)
③ 提出方法	持参もしくは郵送 ※ 郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとする。
④ 提出先	下記10のとおり

(5) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

- ア 企画書の提案は、1者につき1案に限る。
- イ 企画書の規格は、A4判又はA3判の折り込みとする。
- ウ 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- エ 提出期限までに本県に提出されなかった企画提案書は、いかなる理由があっても選定されない。
- オ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- カ 採用された企画提案書の使用権は、本県に帰属する。
- キ 受託者決定後は、本県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- ク 企画書作成及び提出に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- ケ 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。
- コ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- サ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 選定及び契約の締結

(1) 審査・選定の方法

ア 選定方法

鹿児島県工事技術調査業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を開催し、選定委員会が別表により審査し、最も優れているとされた企画提案書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。企画提案のプレゼンテーションは、実施しない。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

イ 審査基準

提出書類の内容を基に、選定委員会が別表により審査し、本業務委託契約の相手方を選定する。

(2) 選考結果

審査の結果、上限提案価格（678,000円（税込））の範囲内で、総合評価点が最も高い業者を委託予定事業者として選定し、選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。（令和8年7月下旬（予定））

なお、審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 契約の締結

本県は、採択された企画提案書を提出した者と協議の上、業務委託契約を締結する。なお、前払金は支払わない。

9 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

10 応募・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県監査委員事務局 監査第二課第四班 満永、向窪

TEL : 099-286-3933 FAX : 099-286-5651

E-mail : 2ka4han@pref.kagoshima.lg.jp

令和8年度鹿児島県工事技術調査業務委託に係る企画提案評価基準

評価項目		評価の着眼点		配点												
業務実績		過去5年以内に国又は地方公共団体等の工事検査業務または工事監査業務を元請として受託した実績 ・同一年度同一発注団体の場合は複数実績でも1件とする。 ・件数は最大5件までとする。 評価点 = 3点 × 自己の業務実績件数		15												
予定技術者経歴		過去5年以内に国又は地方公共団体等の工事検査業務または工事監査業務に従事した実績 ・同一年度同一発注団体の場合は複数実績でも1件とする。 ・最大3人まで、件数は各々最大5件までとする。 評価点 = 1点 × 自己の業務実績件数 × 人数分		15												
提案内容	業務理解、調査能力、実効性	本業務の特性を理解し、提案内容が的確であるか、具体的か、実現性が高いか	・評価点 = 次表の判断基準に基づき5段階評価を行い、各配点に係数を乗じる <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に優れている</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>優れている</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>やや劣っている</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>劣っている又は記載がない</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準	係数	非常に優れている	1.0	優れている	0.8	標準	0.6	やや劣っている	0.2	劣っている又は記載がない	0.0	40
	判断基準	係数														
	非常に優れている	1.0														
優れている	0.8															
標準	0.6															
やや劣っている	0.2															
劣っている又は記載がない	0.0															
業務実施体制	本業務の配置体制、技術者の実績、人数等の妥当性		10													
新たな提案等	業務の遂行に資すると思われる新たな提案や、参考事例の提示の妥当性		10													
企画提案評価点計				90												
価格評価点		・評価点 = 10点 × 提案価格のうち最低価格 / 自己の提案価格 (評価点は小数点以下第3位切り捨て)		10												
合計 (選定委員1人あたり)				100												